

## その他の連絡事項について

- ・指定基準や介護報酬等に関する質問、相談について
- ・令和8年度介護報酬改定について
- ・介護施設・事業所等における災害時情報共有システムの利用について

青森市 福祉部 介護保険課

令和7年度 介護サービス事業者等集団指導

## 指定基準や介護報酬等に関する質問、相談について

### ◆ 質問票による問い合わせ

介護サービス等に係る指定基準や介護報酬算定等に係る質問や相談については、質問内容の確認や回答に一定の時間を要することとなるため、原則として以下の内容については質問票によりお問い合わせください。

- ・人員基準、設備基準、運営基準など指定基準に関する質問、相談
- ・介護報酬、加算の算定等に関する質問、相談
- ・業務管理体制に関する質問、相談
- ・その他、上記に関連する内容

※事前に指定基準、報酬告示、その他関係通知等を十分確認し、質問事項を明確にさせていただきをお願いします。

#### 【質問票の提出方法】

メールでの提出をお願いします。

- 提出先アドレス [kaigo-hoken@city.aomori.aomori.jp](mailto:kaigo-hoken@city.aomori.aomori.jp)

質問票は市のホームページ(以下アドレス)からダウンロードできます。

トップページ > 産業・雇用 > 事業者のかたへ > 福祉・健康 > 福祉・介護事業者 > 高齢福祉・介護サービス事業 > 申請・届出(高齢福祉・介護サービス事業) > 介護保険事業者の再開・廃止・休止・辞退等手続

「届出書等の提出方法」に「質問票」があります。

[https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo\\_koyou/jigyosha/1004785/1004786/1004835/1004850/1004860.html](https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo_koyou/jigyosha/1004785/1004786/1004835/1004850/1004860.html)

指定基準や介護報酬、加算の算定要件などの質問、相談については、双方での記録保管目的や、確認に一定時間を要するなどの理由から、可能な限り質問票によりお問い合わせいただくようご協力をお願いします。

## 令和8年度介護報酬改定について

### ◆ 介護職員等の処遇改善

介護分野の職員の処遇改善+ 1.95% (令和8年6月施行)

- ・介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置
- ・生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円(2.4%)の上乗せ措置

※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.2万円込み)が実現する措置

- ・上記の措置を実施するため、
  - ① 処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する。
  - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。
  - ③ 処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。

次ページ厚生労働省老健局資料のとおりです。

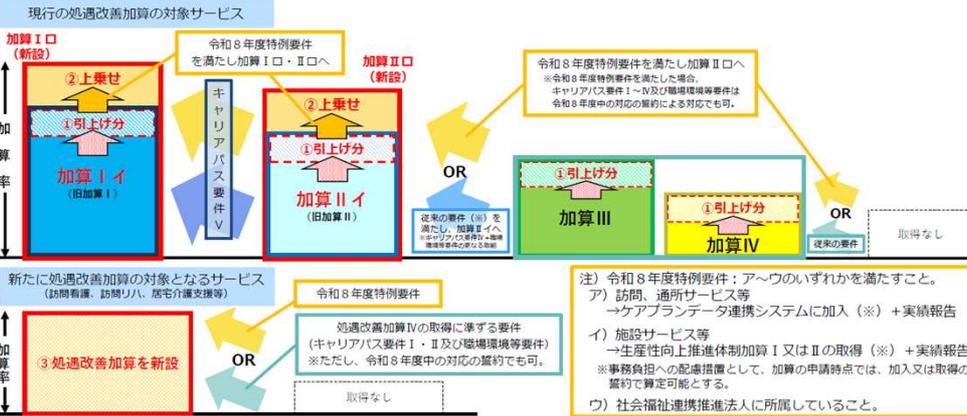
**令和8年度の処遇改善加算に関する様式、手続き等の詳細については、別に改めてお知らせいたします。**

令和8年度介護報酬改定については、現行の介護職員等処遇改善加算の対象サービスにおいて、介護職員以外の介護従事者を新たに対象とすることや、訪問看護や介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション並びに居宅介護支援及び介護予防支援を新たに介護職員等処遇改善加算の対象となる予定です。

## 介護職員等処遇改善加算の拡充①

### 概要

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。  
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
  - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
  - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
  - ③ 処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。



## 介護職員等処遇改善加算の拡充②

加算率

サービス区分	介護職員等処遇改善加算					
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ
	Ⅰイ	Ⅰロ	Ⅱイ	Ⅱロ		
訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%
夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.7%	27.8%	24.6%	25.7%	20.4%	16.7%
訪問入浴介護★	12.2%	13.3%	11.6%	12.7%	10.1%	8.5%
通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
地域密着型通所介護	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%
通所リハビリテーション★	10.3%	11.1%	10.0%	10.8%	8.3%	7.0%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	14.8%	15.9%	14.2%	15.3%	13.0%	10.8%
認知症対応型通所介護★	21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%
小規模多機能型居宅介護★	17.1%	18.6%	16.8%	18.3%	15.6%	12.8%
看護小規模多機能型居宅介護	16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%
認知症対応型共同生活介護★	21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	16.3%	17.6%	15.9%	17.2%	13.6%	11.3%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	9.0%	9.7%	8.6%	9.3%	6.9%	5.9%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	6.2%	6.6%	5.8%	6.2%	4.7%	4.0%
<b>サービス区分</b>	<b>介護職員等処遇改善加算（新設）</b>					
訪問看護★						1.8%
訪問リハビリテーション★						1.5%
居宅介護支援・介護予防支援						2.1%

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の常勤換算の職員数に基づき設定。  
 ※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

### 介護職員等処遇改善加算の拡充③

#### 取得要件

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 (職場環境等要件)		○	○	◎	◎
昇給の仕組み (キャリアパス要件Ⅲ)			○	○	○
改善後賃金年額440万円 (キャリアパス要件Ⅳ)				○	○
経験・技能のある介護職員 (キャリアパス要件Ⅴ)					○

#### 令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は  
令和8年度中の対応の誓約で可。

加算Ⅰ・Ⅱを取得した  
事業者の介護職員分の  
**加算率を上乗せ**

注1) 新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能。  
※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和8年度中の対応の誓約で算定可能とする。

注2) 令和8年度特例要件：以下のア～ウのいずれかを満たすこと。  
ア) 訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（※）し、実績の報告を行う。  
イ) 施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（※）し、実績の報告を行う。  
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。  
ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

## 介護施設・事業所等における災害時情報共有システムの利用について

### ◆ 介護施設・事業所等における災害時情報共有システムとは

厚生労働省では、災害時における介護施設・事業所等の被害状況を国・自治体が迅速かつ正確に把握、情報収集し、適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能を追加し令和3年度から運用を開始しております。

### ◆ 災害時情報共有システムの利用方法

- ①国・自治体より報告依頼メール受信
- ②各施設、事業所は「介護サービス情報報告システム」に被災状況等を入力  
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/02/index.php>  
被害がない場合も、報告が必要となります。

※システムのログインIDやパスワードがわからないなどの問い合わせは以下のとおり

- ・介護サービス(介護保険事業所番号がある事業所)  
→ 青森県情報公表センター(017-723-1391)
- ・有料老人ホームなど(介護保険介護事業所番号がない施設)  
→ 青森県 高齢福祉保険課(017-734-9299)

災害発生時には、介護施設・事業所等において、災害時情報共有システムによる被災状況等の報告が必要です。